

## 人材育成メール相談 利用規約

本申込書に記載の申込人（以下「甲」という）と株式会社学宣（以下「乙」という）は、人材育成メール相談に関して以下の通り合意する。

### 第1条（目的）

乙による甲の人材育成の支援（以下「本件業務」という）を目的とする。

### 第2条（支援内容）

乙は甲による電子メールを用いた質問に基づき本件業務を行う。乙による支援は質問に対する回答を基本とし、回答は乙が指定する専門家により作成する。

2 乙は甲の相談に対して、その回答を要約と詳細内容（PDFデータ）に分けて提供するものとする。

### 第3条（支援期間）

乙による甲に対する支援期間は、申込日から2か月間とする。

2 本規約は自動的に更新されないものとし、甲が乙に対して支援期間満了後も本件業務の継続を希望する場合、甲は乙に対して新たに申込を行うものとする。また、その場合の支援期間は、甲乙協議のもと決定するものとする。

### 第4条（報酬および支払方法）

甲は乙に対する質問1回（1点）当たり5,000円（消費税別）に実績回数を乗じた金額を、乙が発行する請求書に基づき、指定期日までに支払うものとする。

2 支援期間が1か月を超える場合は、乙は毎月月末締めにて請求書を発行する。

3 支払方法は、乙が指定する銀行口座への振込とする。また、振込に關係する手数料は甲の負担とする。

### 第5条（秘密保持義務）

甲及び乙は、本規約の趣旨に則り、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。乙は、甲から開示を受けた秘密情報について厳に秘密を保持し、甲の承諾なく秘密情報を開示又は漏洩してはならない。

2 前項は支援期間終了後も有効に存続する。

3 前項にかかわらず、乙は、以下の関係者に対し、本件業務に必要な範囲内で、事前に甲の書面による承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。ただし、乙は秘密情報の開示を受ける者に対しても秘密保持義務を遵守させなければならない。

（1）乙の役員、従業員および登録講師で、本件業務の履行に従事し、かつ、秘密情報の開示を受けることが必要な者

（2）乙が本件業務について相談する必要がある弁護士、税理士等の専門家

### 第6条（協議）

本規約に定めがない本規約に関する事項については、甲および乙は誠意をもって協議するものとする。